



- 東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」
B1-b出口より直通 A1出口より徒歩2分 C1出口より徒歩3分
- 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口より徒歩8分
- 都営三田線「日比谷駅」日比谷公園を通り徒歩8分

自治体連携プログラム

2017年10月第3版発行

発行者 東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 6階
電話 03-3581-2201(代表) HP <http://www.toben.or.jp/>

2017.10.500

自治体の皆様へ 東京弁護士会が できること



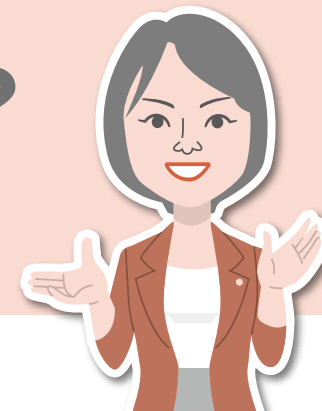
自治体連携プログラム





自治体の皆様、こんなお悩みはありませんか？

東京弁護士会が自治体およびその利用者にご提供できる法的サービスを、わかりやすく1つの冊子にまとめました。
お悩みの解決に向けて、ぜひご一読いただき、お申込みをご検討いただければ幸いです。



空家等の対策

■ 地域に空家が増えて困っている。協議会委員の選任に悩んでいる。

p.3

未収債権の管理・回収、法改正への対応

■ 未収債権がなかなか回収できない。行政不服審査法の改正に悩んでいる。

p.4

不当要求対策と反社会的勢力の排除

■ 暴力団など反社会的勢力の対処や不当要求への対処に困っている。

p.5

弁護士職員の採用・外部専門家としての推薦

■ 任期付職員や非常勤・嘱託弁護士の採用に悩んでいる。監査人や各種委員の選任に悩んでいる。

p.6

子どもの人権救済

■ 虐待、いじめ、体罰、非行問題など子供の人権救済に関して悩んでいる。

p.7

法教育

■ 小中学生や高校生に対する法教育の講師を派遣してほしい。

p.8

学校長・教員向け法律相談（スクールロイヤー）

■ 学校教育の現場で起こったトラブルの対処に悩んでいる。

p.9

LGBT問題

■ 性的マイノリティに関連する問題を解決したい。

p.10

高齢者・障がい者の権利擁護

■ 高齢者・障がい者の支援で、虐待対応や財産管理が課題になっている。

p.11

金融法務

■ さまざまな金融法務に積極的に取り組みたい。

p.12

消費者問題

■ 生活相談に来た住民の事業者との取引トラブルが複雑で難しい。

p.13

外国人の権利擁護

■ 外国人次第の体制充実に迫られている。

p.14

公害・環境問題

■ 公害など環境問題に詳しい委員の候補者が欲しい。

p.15

裁判員制度

■ 裁判員制度の啓発活動を検討したい。

p.16

犯罪被害者支援

■ 犯罪の被害にあった方の悩みを解決したい。

p.17

公益通報制度

■ 通報を受付ける窓口弁護士を探している。

p.18

住民向け法律相談

■ 住民が法律問題で悩んでいる。

p.19

事業者向け法律相談、法律セミナー・ワークショップ

■ 中小企業が法律問題で悩んでいる。

p.20

知的財産

■ 知的財産に関連するトラブルを回避したい。

p.21

インターネットの諸問題

■ インターネットの問題に取り組みたい。

p.22

その他の研修講師、顧問弁護士等の紹介

■ 自治体職員向けの内部研修を行いたい。

p.23

当プログラムの対応実績（抜粋）

■ これまでにお申し込みいただいた内容の一部をご紹介します。

p.24

お申込み・お問い合わせについては、p.25の申込方法（共通）をご覧ください。

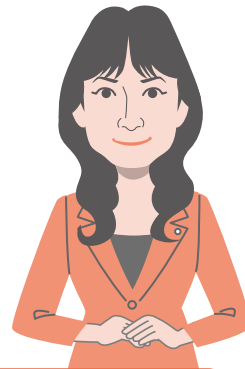
？ 地域に空家が増えて困っている
協議会委員の選任に悩んでいる

空家等の対策



空家等の対策や利活用についてご相談下さい 協議会委員を推薦します

少子高齢化や人口減少の加速化、住宅の過剰供給や住宅ニーズの変化などにより、全国的に空家等が増加しています。
空家等は、周辺地域の防犯・防災・環境・景観などに悪影響をもたらすため、その対策は急務ですが、他方で、住民の皆さまの大切な財産でもあり、自治体が関与する場合は様々な課題に対処しなければなりません。
弁護士会では、空家等やまちづくりについて経験豊かな弁護士による各種サポートを行っていますので、ご活用ください。



ご提供できる法的サービス

1 空家等対策特措法の実施支援

平成27年5月に完全施行した空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家等対策法」といいます。)を用いて助言、指導、勧告、命令及び代執行を行う場合の手続きに関するアドバイスや、物件調査や所有者等の特定、費用回収などの業務をお手伝いします。

2 協議会委員の推薦

空家等対策法では、空家等に関する施策の実施に関する協議会を設置することが想定されています。こちらの委員についても、知識・経験を有する弁護士を推薦します。

3 建築ストックの利活用に関するアドバイス

弁護士会では、建築ストックについて高度な知見を有する各種士業等と連携し、空家等を含む建築ストックの利活用についても様々なご相談に応じることが可能です。

担当委員会等

- 自治体連携センター
- 東京弁護士会業務課

お申込は
p.25へ

？ 未収債権がなかなか回収できない
行政不服審査法の改正に悩んでいる

未収債権の管理・回収、 法改正への対応



未収債権の回収に協力します 行政不服審査法の改正対応も支援します

自治体は多種・多様の債権を有しており、地方自治法、同法施行令、地方税法等関係諸法令に基づいて、各債権の種類に応じて適切にその管理・回収を行う必要があり、これを怠った場合には住民監査請求の対象とされてしまいます。
そのため、債権管理を担当する職員の法令遵守意識を向上させるべく、職員研修を継続的に実施することが必要不可欠です。他方、債権管理を適切に行うことにより、隠れた生活困窮者の早期発見・早期対応も可能になるというメリットもあります。
また、債権に限らず、自治体はその保有する財産全般について関係諸法令に基づいて適法に管理する必要があります。



ご提供できる法的サービス

1 債権回収

東京弁護士会自治体等法務研究部所属の弁護士が自力執行力のない債権(私債権及び非強制徴収公債権)の回収について、督促だけでなく、納付相談、分納合意、訴訟提起、和解、強制執行等まで幅広く対応いたします。これまで4,000件以上の実績があり、多くの回収に成功しております。
自力執行力のある債権(税や国民健康保険料等)についても対応いたします。

2 行政不服審査法の改正への対応など(任期付・非常勤職員)

行政不服審査法の改正に伴って必要となる「審理員」や「第三者機関」として弁護士を推薦し、当研究部がバックアップします。
上記に限らず様々なニーズにマッチするよう「任期付職員」や「非常勤職員」として弁護士を推薦し、当研究部がバックアップします。

3 職員研修の実施

自治体の職員向けに研修を行います。研修内容は、理論的なもの(法令に基づく債権管理の手法等)から、実践的なもの(納付相談におけるヒアリング・ポイント等)まで幅広く御要望にお応えします。
民法の改正や、行政不服審査法の改正にも対応します。

4 メール相談

自治体の業務全般について、職員の方からメールによる御質問を受け、複数の弁護士で検討し、原則1週間以内にメールにより回答いたします。これまで10以上の団体の利用実績があります。

5 条例・マニュアル等の作成

自治体の業務全般について、条例・マニュアル等の作成を支援いたします。

担当委員会等

- 自治体等法務研究部

お申込は
p.25へ

不当要求対策と 反社会的勢力の排除

？ 暴力団など反社会的勢力の対処や
不当要求への対処に困っている

！ 不当要求（ハードクレームを含む）、反社会的勢力の対応を 一緒に解決します

行政に対する不当要求は、現場で対応する職員の心身の健康を害し、あるいは、適正な行政活動を阻害し、国民一般の正当な利益を損ない、場合によっては職務犯罪を誘発しかねません。

また、公共調達等に反社会的勢力が関与すれば、莫大な行政費用が反社会的勢力の資金源となり、重大なスキャンダルとなりかねません。

さらに、行政は、許認可規制等を通じて反社会的勢力の事業活動により国民利益が損なわれないよう監督すべき立場にあるといえます。

弁護士は、このように行政における不当要求対策や行政による反社会的勢力の排除に取り組んでいます。



ご提供できる法的サービス

① 不当要求（ハードクレーム含む）対応

不当要求対応は、反社会的勢力対策の基本です。反社会的勢力によるものか否かを問わず、社会的に違法・不当な要求行為を排除します。

② 入札自体や公共調達に係わる商流からの排除

暴排条例等を根拠として、入札自体や公共調達に係わる商流から、暴力団やその関係会社等を排除して、劣悪な品質の仕事がなされたり、行政費用が暴力団等の資金源になることを阻止します。

③ 規制行政と暴排

許認可事業について規制権限を適切に行使することによって、暴力団等の関係会社の事業活動により国民が被害を受けることや、当該事業分野が不健全化して社会に害悪がもたらされることを阻止します。

④ ボッタクリ対策・盛り場（違法客引き等）対策

盛り場の違法な客引き、ボッタクリ店の排除・被害者対応等、行政と連携のうえ、対応いたします。

⑤ 受任・講師派遣

これらについての事件受任・ご相談対応はもちろん、研修会への講師派遣等を承ります。

担当委員会等

- 民事介入暴力被害者救済センター
- 東京弁護士会人権課

お申込は
p.25へ

弁護士職員の採用・ 外部専門家としての推薦

？ 任期付職員や非常勤・嘱託弁護士の採用に悩んでいる
監査人や各種委員の選任に悩んでいる

！ 任期付職員や非常勤・嘱託弁護士の採用に協力します 監査委員や各種委員を推薦します

自治体業務の専門性・対応法分野の拡大や、争訟等を含む法的対応の増加、法改正の動向等に伴い、自治体においては、客観性・専門性を担保して法律による行政・コンプライアンスの実践を図る必要性が高まっていることはご承知のとおりです。

法律の専門家である弁護士を常勤の任期付職員や非常勤職員として採用して対応し、また、一般職員の心理的負担等を軽減しつつ内部職員の専門性・法的対応能力の向上を図る観点からも、弁護士を任用する意義は大きいと考えられます。

実際に、全国の自治体において、常勤職員として勤務する法曹有資格者は105自治体・150人に達しています（2017年8月1日時点）。



ご提供できる法的サービス

① 任期付職員、非常勤・嘱託弁護士等の募集への協力

自治体職員としての弁護士の採用・募集について、当会会員への広報・周知にご協力いたします。訴訟代理や議会对応、文書・契約書の起案やチェック、租税の賦課・徴収手続の法的チェック・内部検証、不当要求等への対応を含む日々の行政活動に伴う各種法律相談、職員等への研修等のほか、条例等の制改定や一定期間における特定プロジェクト等の対応に弁護士が携わっています。

また、行政不服審査法の改正に伴い、審理員に非常勤職員として弁護士を任用することなども想定されます。

② 監査人、各種委員の推薦

職員や顧問関係にある弁護士ではなく、外部の第三者・専門家としての客観的立場からの知見を自治体行政に活かすため、各種分野における経験・専門性等を有する弁護士等、ニーズに応じて、監査人や第三者機関を含む各種委員の候補を推薦いたします。

担当委員会等

- 人事委員会
- 東京弁護士会総務課

お申込は
p.25へ

子どもの人権救済

！ 子どもたちの笑顔のために弁護士が支援します

子どもの福祉の問題(虐待、施設内人権、子どもの貧困、未成年後見等)、
学校の問題(いじめ、体罰、懲戒、学校災害等)、少年事件など、子どもをとりまく問題は多種多様です。
東京弁護士会では、子どもの問題に関する法律相談である「子どもの人権110番」や、
非行を犯して身体を拘束された少年に無料で弁護士を派遣する「少年当番弁護士」・「当番付添人制度」
などの運営を行い、子どもの人権保障の観点からこれらの問題の解決にあたっています。



ご提供できる法的サービス

1 子どもの人権問題に関する各種委員等の推薦

自治体からの依頼に応え、委員の推薦を行っています。
今後、自治体からの要請があれば、いじめ防止対策推進法に定める組織や子ども家庭支援センターのリー
ガルスーパーバイザー、もしくは、要保護児童対策地域協議会の構成員など、子どもの人権問題に関する
委員を推薦することができます。

2 自治体職員や学校の先生向けの研修や講演会の実施

自治体の子どもの人権を担当する職員や、小中学校の校長先生対象の研修や先生向けの研修をはじめ、
都や区市からの依頼に応え、子どもの人権について研修を行っています。

3 いじめの予防・少年事件と少年非行を学ぶ授業

法教育プログラム(p.8)の一環として、小中学校向けに、いじめ予防授業や少年事件と少年非行に関する
授業を用意しています。特に、いじめ予防授業は、すでに都内の多くの小中学校で実施しています。なお、
2013年に東京都が発表した「いじめ総合対策」の未然防止策として、弁護士等を活用した法教育の実施
が取り上げられています。

担当委員会等

- 子どもの人権と少年法に関する特別委員会
- 東京弁護士会子どもの人権救済センター
- 東京弁護士会人権課

お申込は
p.25へ

法教育

！ 弁護士による出張授業を行います

法教育とは、「一般の人々が法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、
法的なものの考え方を身に付けるための教育」のことをいいます。
法教育が盛り込まれた新学習指導要領の実施、東京都教育委員会の「『法』に関する教育カリキュラム」作成・配布を受けて、
法教育への社会的関心はかつてないほど高まっています。
東京弁護士会でも、これまで、弁護士が学校へ行き、社会科、国語科、家庭科、総合的学習の時間などで授業を行う“法教育
活動”を積極的に行ってきました。
具体的には、憲法や人権、いじめ、消費者問題、デートDV、公害・環境問題、労働のルールをテーマとした講義、模擬裁判や
裁判員の模擬評議で裁判を体験する授業、弁護士といっしょに実際の裁判を傍聴する裁判傍聴会などを行っています。
どの授業も学校の先生方や児童・生徒のみなさんにご好評をいただいております。

ご提供できる法的サービス

多彩な委員会がその特色を生かして授業を行います。小学校から高校生まで、発達段階に応じて、《体験型》・
《講義型》のメニューを幅広くご用意しています。学校のニーズに合わせて、授業時間や内容もご相談により柔軟
に対応します。また、大学生や社会人向けのプログラムも用意されているので、ぜひご活用ください。

1 体験型プログラムの例

- ① 民事模擬裁判「裁判をやってみよう!」
- ② 刑事模擬裁判「有罪?無罪?」
- ③ ルール作りを体験しよう!
- ④ 裁判員模擬評議「裁判員ってどんな仕事?」
- ⑤ 裁判傍聴会「刑事裁判を見てみよう」
- ⑥ セクハラ模擬裁判

2 講義型プログラムの例

- ① いじめ予防授業—弁護士が伝えるいじめと人権のお話し
- ② 職業紹介「弁護士の仕事って何だろう?司法制度って何だろう?」
- ③ 憲法って何だろう?
- ④ 環境について一緒に考えよう
- ⑤ 暴力団の本当の姿を知ろう
- ⑥ 少年事件と少年非行を学ぶ
- ⑦ 消費者教育講座「賢い消費者に!騙されない消費者に!」
- ⑧ 働く前に知っておこう—労働のルール
- ⑨ デートDVについて考えよう
- ⑩ セクハラについて考えよう
- ⑪ 性の多様性について考えよう
- ⑫ 「難民」から見る日本
- ⑬ 「多文化共生社会」の現実に向けて
- ⑭ 法と租税の関わりについて学ぼう!
- ⑮ 弁護士による犯罪被害者支援



詳しい授業内容は東京弁護士会発行の冊子法教育プログラム
または「ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.toben.or.jp/manabu/kyouiku.html>)
ウェブサイトは「東京弁護士会法教育プログラム」でご検索ください。
法教育プログラムは各校にお送りしています。
必要な場合はお申し出いただければお送り致します。

担当委員会等

- 法教育総合センター
- 東京弁護士会広報課

お申込は
p.25へ



学校教育現場のトラブルや苦情について アドバイスします

事故・トラブル、苦情、児童・生徒及び保護者家族の問題(親権者争い他)など、
学校教育現場に持ち込まれる様々な問題について、対処に悩む学校長・教員の方々も多いのではないのでしょうか。
気軽に弁護士に相談することのできるスクールロイヤー制度が皆様のお役に立てます。

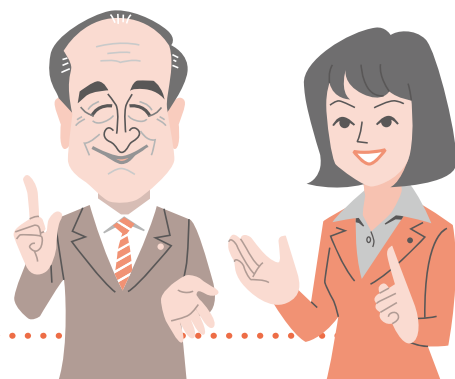
ご提供できる法的サービス

① スクールロイヤー(相談担当弁護士)制度の導入提案・構築

学校ごとに、相談担当弁護士を設け、学校から要請があり次第、電話又は面談による相談に応じます。
具体的な制度設計は各学校のご要望にお応えします。

② 研修講師の派遣

トラブル、苦情対応などの教員向け研修に弁護士講師を派遣します。



担当委員会等

- 弁護士業務改革委員会
- 東京弁護士会業務課

お申込は
p.25へ



LGBTを含めた性的マイノリティ全般への 対応策を支援します

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった単語ですが、性的
マイノリティの総称として用いております。)の諸問題への取組みは、多様性(ダイバーシティ)を尊重
する社会を実現するための重要な課題になっています。
自治体においては、一定数存在するLGBT(性的マイノリティ)が、差別されたり偏見を持たれたり
することなく、自分らしく生きてゆけるための行政サービスの提供が求められており、そのニーズ
は日々高まっているといえます。



ご提供できる法的サービス

① 職員研修の講師派遣

適切な対応を身に付けるための職員研修について、法的観点も踏まえたニーズに応じた内容を検討して、
講師を派遣します。

② 法律相談

行政サービスとして実施する法律相談の相談員を担当します。

③ 制度設計支援

宣言や要領の定め、規則や条例の制定など、行政としての制度設計を支援します。

④ 各種委員等の推薦等

自治体内に設置する委員会や有識者会議等の委員等の推薦や会議体の運営を支援します。

担当委員会等

- LGBT法務研究部

お申込は
p.25へ

高齢者・障がい者の 権利擁護



高齢者・障がい者の支援で、虐待対応や
財産管理が課題になっている



高齢者・障がい者のお困りごとは 「オアシス」が対応します

高齢者とは65歳以上の人を言うのが一般的ですが、その数は全国で3,514万人、東京には、約305万人以上の方が住んでいて、人口の2割以上を占めています。

成年後見の問題、相続・遺言、財産管理の問題、高齢者虐待の問題など、長い人生の中では、様々な問題が生じます。

東京弁護士会では、高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」を運営し、法律相談や各種委員会への派遣、弁護士紹介等を行っています。

日々高齢者・障がい者の方々の問題に対応しておられる行政や福祉関係者と連携し、これらの問題解決にあたり、高齢者・障がい者の権利擁護を支援・実現します。



ご提供できる法的サービス

① 運営委員会、専門ケア会議の弁護士推薦

成年後見制度推進に関する運営委員や高齢者虐待など個別ケースに関する支援方針決定会議・専門ケア会議などに、委員を派遣します。

② 後見人等候補者、個別事案への弁護士紹介、あっせん

市区町村長による後見等申立てを行う際に、後見人等候補者となる弁護士を推薦します。また、財産管理や相続・遺言で弁護士によるサポートが必要な場合にも、受任弁護士をあっせんします。

弁護士紹介を希望する場合は、「自治体申込用オアシス弁護士紹介依頼シート」(お問い合わせください)にてお申込みください。

③ 高齢者・障がい者のための電話相談、面接相談

東京の3つの弁護士会では、高齢者・障がい者のための相談を実施し、弁護士が直接対応いたします。電話による相談、ご本人が高齢者、また障がいにより弁護士会で行う面接相談にお越しただけでない、ご本人が法律相談の必要性を理解できないなどの場合に、福祉関係・行政関係の方が、職務上ご本人のためにする面接相談は、**初回無料**で相談ができます。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-9110(東京の3つの弁護士会で運営)

月～金 10:00～12:00、13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

担当委員会等

- 高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」
- 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
- 東京弁護士会人権課

お申込は
p.25へ



さまざまな金融法務に積極的に取り組みたい

金融法務



PFI、プレミアム商品券、地域通貨の発行、 地方債等、様々な金融法務に対応します

自治体をめぐる金融に関する取引としては、例えば以下のようなものが考えられるところですが、いずれも法律上解決すべき論点が含まれるものでもありますので、取組みに当たっては東京弁護士会の弁護士をご利用ください。

- PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ、公民連携)のひとつであるPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の利用による資金調達
- プレミアム商品券及び地域通貨の発行
- その他の金融に関する取引(地方債や損失補償など)



ご提供できる法的サービス

① プロジェクトファイナンス(PFI)

プロジェクトファイナンス(PFI)の仕組み金融(Structured Finance)について、その枠組みの検討や事業契約書などの作成のサポートなどを行うことにより、住民のためのプロジェクトの安定的かつ円滑な資金調達を行います。また、PFIよりも広い公民連携(PPP)の枠組みの検討や契約書作成に関しても、住民の理解が得られるように適切な法的なサポートをいたします。

② 地域通貨及びプレミアム付商品券等の発行

地域のコミュニティ内で法定貨幣と同等の価値などがあるものとして利用されるいわゆる地域通貨のほか、自治体が補助金を出して商店会等が発行するプレミアム商品券について、資金決済法その他金融規制法等の法律上の論点に対処します。そして、適切にこれらが流通することにより、地域の振興と地域経済の活性化に資することになります。

③ その他の金融に関する取引

自治体による地方債の起債、自治体が行った損失補償などに関して、自治体の財務状況の見直しも含め、法律的側面からサポートします。

担当委員会等

- 金融取引法部

お申込は
p.25へ



生活相談に来た住民の事業者との
取引トラブルが複雑で難しい

消費者問題



複雑化する消費者問題に助言や 講師派遣をします

全ての人は消費者です。商品を買ったり役務の提供を受けたりした際、「表示されていた内容と違う」「聞いていた話と違う」「騙された!」と思うことはよくありますが、それは消費者被害かもしれません。消費者問題は市民の日常生活で無数に発生しています。

このような消費者被害に遭った人の多くは自治体に連絡・相談をします。

そこで、自治体担当者の皆様が消費者問題の構造および対処方法を正しく理解しておく、消費者被害にあった地域住民へより良い支援を行うことができます。



ご提供できる法的サービス

1 法的助言

自治体の消費生活センター等で受け付けた消費者問題に関する相談への法的助言を行います。

2 事例研修

自治体の消費生活センターと共同で事例研修を実施し、担当者の消費者被害への理解を高めます。

3 顧問弁護士等の推薦

消費者問題を多く取り扱い消費者問題に詳しい弁護士を、顧問弁護士等として推薦します。

4 弁護士による消費者教育講座

最近、メールやLINE・Facebook等を通じた怪しげなメール・勧誘をきっかけとして中高生が悪質商法に巻き込まれるトラブルなどが多く発生し、その手口も悪質化・巧妙化しています。また、個々の消費者の消費生活が、内外の社会経済問題や地球環境問題に影響を与えることが意識されるようになり、個々の消費者が「消費者市民」として、持続可能な社会の形成に積極的に参画することが求められるようになっていきます。

このような問題意識をふまえ、東京弁護士会では、消費者問題に詳しい弁護士を派遣し「消費者教育講座」を実施します。

日頃、消費者問題に携わっている弁護士が、消費者問題の知識、トラブルの防止や解決方法、消費者市民としてのありかたについて最先端の問題状況を踏まえて講義いたします。

担当委員会等

- 法律相談センター運営委員会
- 消費者問題特別委員会
- 東京弁護士会法律相談課

お申込は
p.25へ



外国人対応の体制充実に迫られている

外国人の権利擁護



外国人向けの法律相談会の担当弁護士や 研修講師を派遣します

日本には、日本国籍を持たない外国人住民が、約238万人以上暮らしています(2016年末現在)。東京都には、約49万人の外国人住民が生活しており、東京都内に住民登録をしている人のうち、約3.6%を外国人が占めています。外国人住民も、日本社会で生活していくにあたって、日本人と同様、あらゆる種類の法律問題に直面します。

さらに、在留資格の問題、国際結婚・親子関係・相続など国境をこえた家族の問題、外国人に対する差別の問題など、外国人特有の問題もあります。

弁護士は、自治体や福祉関係者、さらに必要に応じて各国語通訳等とも連携して、これらの問題の解決にあたり、外国人の権利擁護を支援・実現します。



ご提供できる法的サービス

1 外国人相談等への弁護士派遣

外国人住民向けの相談会などに、法律相談担当弁護士として委員を派遣します。

2 多文化共生事業、担当者向け研修等への弁護士派遣

多文化共生事業の検討、外国人を対象とする業務の担当者に対する関係法令の研修等に、外国人の法律問題に精通した委員を派遣します。

3 個別事案への弁護士紹介、あっせん

在留資格の問題、国際結婚・離婚・親子関係・相続など国境をこえた家族の問題、外国人を当事者とする民事事件、刑事事件、労働事件など、個別事案で弁護士によるサポートが必要な場合に、受任弁護士をあっせんします。

4 法教育授業のための講師派遣

多文化共生、ヘイトスピーチ、難民問題などについて、小学校から大学まで各学年の生徒の理解力に応じた教育プログラムを用意し、講義を行う委員を各学校に派遣します。

5 ハーグ条約事件(国境を越えた子どもの連れ去り等)の対応弁護士紹介

相談ダイヤル

TEL: 0570-783-563

平日 10:00~12:00、13:00~16:00

担当委員会等

- 外国人の権利に関する委員会
- 東京弁護士会法律相談課
- ハーグ条約関連制度検討協議会

お申込は
p.25へ



公害など環境問題に詳しい委員の候補者が欲しい

公害・環境問題



身近な自然保護から公害まで、 環境問題を取り扱う弁護士を推薦します

人が人らしく幸福を追求しながら生きていくために、自然環境や生活環境が良好に保たれていることが重要です。東京弁護士会では、公害・環境問題はいのち、人権の問題であるという考え方にたって、意見書の公表やシンポジウム開催など、様々な活動を行っています。近年は、森林の再生や、アスベスト被害、動物殺処分に関するテーマについてシンポジウムを開催し、いずれも行政機関職員の方からもご好評をいただきました。なお、公害・環境問題に関するシンポジウム開催のお知らせや、活動報告などは、担当委員会のブログで情報発信しています。[\(http://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/\)](http://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/)シンポジウム以外にも、各自治体にお役立ちいただけるプログラムがありますので、是非ご利用ください。

ご提供できる法的サービス

1 各種委員の推薦

特に環境法を専門的に取り扱う弁護士や、具体的な公害・環境事件の解決にあたり被害の実情などをよく知る弁護士などが、審議会委員や公害調停委員として活動しています。詳しくは「自治体の人事の推薦」(p.6)をご参照ください。

2 法律相談

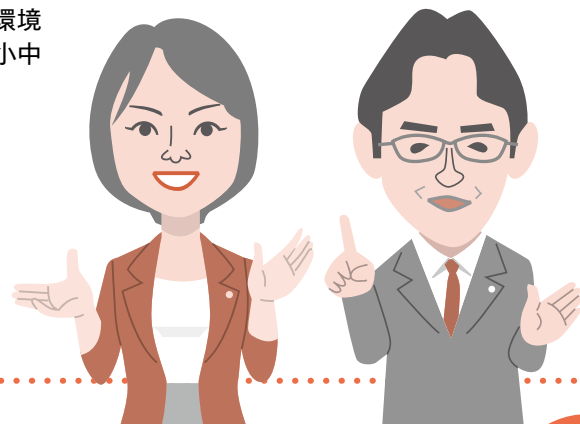
公害・環境問題に関する **無料の電話相談窓口**「公害・環境なんでも110番」を開設し、市民からの相談に応じています。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-5379(ごみなく)
第2・第4水曜日 10:00~12:00

3 環境法教育

ごみ問題や動物愛護の問題など、身近な環境問題を題材とした出張授業を東京都内の小中学校などを中心に行っております。詳しくは「法教育」(p.8)をご参照ください。



担当委員会等

- 公害・環境特別委員会
- 東京弁護士会人権課

お申込は
p.25へ



裁判員制度の啓発活動を検討したい

裁判員制度



裁判員の体験講座や講演を実施します

裁判員制度は、一般市民の中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。選挙権を有する成人の方であれば、誰もが裁判員になる可能性があります。東京弁護士会では、学校や、市民団体等に弁護士を派遣し、裁判員の仕事を疑似体験できる講座や、裁判員制度に関する講演を行っています。各自治体において、市民の皆様に裁判員制度への理解を深めていただくプログラムとしてご利用ください。



ご提供できる法的サービス

1 裁判員体験講座

裁判員に選ばれる可能性のある市民の皆様に、裁判員の仕事を疑似体験できる講座を提供しています。オリジナルの刑事裁判DVDを見て、裁判員になったつもりで評議をしていただき、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑罰にすべきか、という判決を導く過程を体験していただきます。講師の弁護士が裁判官役を務めますので、予備知識や事前準備などは一切不要です。※本企画のPR動画(約90秒)が東京弁護士会のHP上でご覧になれます。<http://www.toben.or.jp/manabu/saibanin.html>

企画パターンの例

- (1) 模擬評議のみ (100分)
 - 刑事裁判DVD視聴 55分
 - 模擬評議 30分
 - まとめ・質疑応答 15分
- (2) 模擬評議+レクチャー (120分)
 - 裁判員制度についてのレクチャー 20分
 - 刑事裁判DVD視聴 55分
 - 模擬評議 30分
 - まとめ・質疑応答 15分

※これら以外にも、時間や人数に応じて適宜アレンジが可能です。過年度の実績として、DVD視聴を事前に行い、模擬評議の時間を長時間確保したケースや、下記②の講義と裁判員体験を併用したケースなどもありました。

2 裁判員制度に関する講演

裁判員制度に関する講演等に、弁護士を講師として派遣しています。裁判員制度についての一般的な制度説明のほか、現在どのような運用がなされているか、どのような問題点があるか等について、弁護士がパワーポイント等を使用しながらご説明いたします。

担当委員会等

- 裁判員制度センター
- 東京弁護士会司法調査課

お申込は
p.25へ



犯罪の被害にあった方の悩みを解決したい

犯罪被害者支援



犯罪被害者の平穏な生活を取り戻すためにサポートします

犯罪被害者支援とは、犯罪被害者やその家族らが、被害を回復あるいは軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援すること、また、その刑事事件の手續に適切に関与することができるように支援することを言います。

東京の3つの弁護士会では「犯罪被害者支援センター」を設置し、支援に精通した弁護士が捜査機関への告訴・告発、警察署や裁判所への付添、刑事事件に関する情報の収集、刑事裁判への被害者参加、損害賠償請求・示談交渉、犯罪被害者等給付金支給の申請、マスコミへの対応などの活動を行っています。

なお、一定の条件を満たせば、日弁連からの経済的な援助制度を利用できる場合があります。

ご提供できる法的サービス

1 犯罪被害に遭われた方(被害者)の相談窓口

① サポート電話相談(無料)

犯罪被害者支援センターの弁護士が、犯罪被害者やその家族からの相談を受け付けています。被害者の立場に立って、捜査や裁判手續についての説明、採りうる手段など最良の対応をアドバイスします。相談費用については、初回(30分程度)は無料です。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-6666 月~金 11:00~16:00(祝日・年末年始を除く)

② 面接相談への移行(初回無料)

上記電話相談を行ったうえで、必要がある場合には、面接相談を行っています。相談費用は、**初回(1時間程度)無料**です。相談を継続する場合は、2回目以降は30分5,000円(税抜)となります。

③ 事件受任(有料・ただし、要件を満たせば国選制度・援助制度の利用が可能です)

面接相談を行ったうえで、弁護士の支援が必要な案件について、ご希望があれば、相談担当弁護士が受任し、刑事裁判のサポートや、マスコミ対応、加害者側との交渉、損害賠償請求手續の代理人となつて法的手續をとることができます。

原則、有料であり、費用については担当する弁護士と相談のうえ、弁護士会の審査を経て決定されます。なお、資力のない方であれば、国選制度や日弁連からの経済的な援助制度、民事法律扶助制度などを利用することができる場合があります。

2 自治体からの弁護士紹介依頼

各自治体の犯罪被害者支援窓口に来られた被害者が法律相談を希望される場合に、各自治体からの弁護士紹介依頼を受け付け、被害者支援の経験と理解のある弁護士を紹介しています。殺人、強盗、強制性交(旧称強姦)、強制わいせつ事件、ストーカー事件などの重大被害案件について、警視庁や検察庁からの弁護士紹介依頼に応じてきており、自治体からの要請も含め、多くの実績があります。

3 犯罪被害者支援に関するその他の連携

職員向け研修、一般向け講演会において、犯罪被害者を取り巻く法的手續や弁護士が行う事件処理の具体的方法の紹介、犯罪被害者の心境や面談手法などについて経験に基づいた話をすることができる弁護士を推薦できます。

また、犯罪被害者支援に関わる制度の検討や、条例の策定をされる場合に、最新の犯罪被害者法制度を踏まえ、日頃の事件処理を通じた要望や意見を述べるすることができます。

担当委員会等

- 犯罪被害者支援センター
- 犯罪被害者支援委員会
- 東京弁護士会人権課

お申込は
p.25へ



通報を受付ける窓口弁護士を探している

公益通報制度



自治体の外部通報窓口として弁護士を推薦します

組織や団体において公益に関わる違法行為がなされ、それを放置し続けると、違法行為がエスカレートし、その組織・団体にとって取り返しのつかない事態を招きかねません。

従って、早い段階で違法行為の是正措置をとっておくべきです。そのために、違法行為を一番に知りうる組織・団体の内部の人間からの通報を生かさなければなりません。

また、社会の透明性を高めて、公正な社会を実現するためにも公益通報を適切に保護していくことが必要不可欠です。そこで、公益通報をした者を保護するために平成18年4月に公益通報者保護法が施行され、自治体でも対応が必要となっています。



ご提供できる法的サービス

1 公益通報外部窓口担当弁護士の推薦

自治体運営における透明性を確保して住民からの信頼を獲得していくためにも、公益通報の果たす役割は大きいものといえます。公益通報を広く拾い上げ、公益通報をより効果的に行ってもらうために通報先として自治体内部の通報窓口のみならず外部窓口をも設置している自治体も少なくないでしょう。この点、消費者庁が平成29年7月31日に策定した自治体向けガイドラインでも「内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。」と定めているところです。

せっかく外部窓口を設置するのであれば、弁護士、それも公益通報に関して経験豊富な弁護士に担当させるのが効果的です。弁護士であれば法律上も守秘義務を負っていますので通報者も安心して通報でき、経験豊富な弁護士であれば一層公益通報制度の実が上がるものと思われます。

東京弁護士会では、これまでも各省庁・自治体からの依頼で公益通報の外部窓口担当弁護士を数多く推薦しており、実際に数多くの弁護士が各省庁・自治体の外部窓口を担当しております。

2 公益通報制度構築のお手伝い

様々な事情から未だ公益通報制度を構築していない自治体もあるかもしれません。そのような自治体向けに一から公益通報制度を構築するための助言などのお手伝いをする弁護士も推薦いたします。

3 公益通報制度に関する職員研修

自治体においてせっかく公益通報制度を導入しても通報の取扱いを誤ってしまい、却って大騒動になってしまうケースもマスコミ報道などで見受けられます。こうしたことは、公益通報制度が新しい制度であり、精通している職員が少ないことも要因だと思われます。そこで、公益通報に関する職員研修も重要となってきますが、この職員研修を担当する弁護士も推薦いたします。

担当委員会等

- 公益通報者保護特別委員会
- 東京弁護士会法律相談課

お申込は
p.25へ



住民向け法律相談



自治体の法律相談で住民に安心を

住民の人たちが気軽に法律相談をすることができる地域環境は理想的です。社会生活を送る中で困りごとやトラブルが生じたとき、住民の人たちが思い浮かべる相談先は、第一に居住する地域の自治体です。住民の人たちが求める行政サービスにおいて、法律相談の需要が高まっているのはいうまでもありません。居住する地域の自治体が法律相談を実施していることは、住民の人たちにとって安心して暮らせる重要な要素です。また、住民の人たちが社会生活を送る上で遭遇するトラブルに関して、様々な相談窓口を設けている自治体は多数あります。その相談窓口のひとつに、弁護士による法律相談を加えることによって、ワン・ストップの行政サービスを提供することができます。

ご提供できる法的サービス

1 日常生活に関する法律相談

住民の人たちが日常生活で遭遇しやすい一般的なトラブル(借地・借家、相続、離婚、金銭問題など)を対象とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

2 債務整理などの多重債務問題に関する法律相談

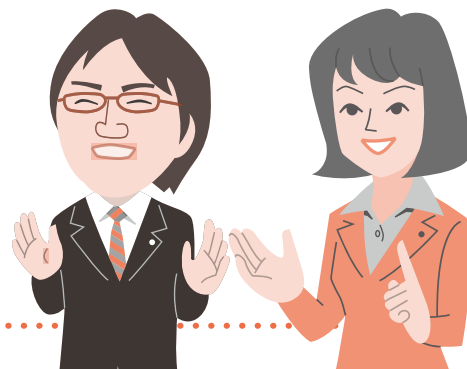
クレジットカード、キャッシング、サラ金、住宅ローン、奨学金返還などによる債務問題を対象とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

3 自殺防止を目的とした法律相談

自殺防止を目的とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

4 交通事故に関する法律相談

交通事故に関する法律相談に相談担当弁護士を派遣します。



担当委員会等

- 弁護士紹介センター
- 法律相談センター運営委員会
- 東京弁護士会法律相談課

お申込は
p.25へ



事業者向け法律相談、 法律セミナー・ワークショップ



中小企業の法的課題解決を自治体がバックアップ

東京弁護士会は、多くの中小企業に充実した法的サービスを行き渡らせるために、中小企業の法的支援を専門に扱う「中小企業法律支援センター」を開設しています。当センターは、事案に適した弁護士を紹介する制度の導入や、中小企業関連団体との連携を進め、ともすると「敷居が高い」「顔が見えない」「費用が分からない」と見られがちな弁護士像を転換し、弁護士の側から中小企業に積極的にアプローチして法的課題の解決を支援するアウトリーチ活動に取り組んでおります。中小企業は日本経済の根幹を支え、多くの雇用を生み出していますから、各自治体におかれても、中小企業が自らの法的課題を適切に解決するために、橋渡しの役割を担っていただくことは大きな意義があるものと思われます。当センターとしても自治体の皆様との連携を深め、多くの中小企業の課題解決支援に取り組んでいきます。

ご提供できる法的サービス

1 中小企業向け弁護士紹介

当センターは、中小企業へ法律相談を担当する弁護士を紹介しています。当センターの弁護士紹介の大きな特徴は、「コンシェルジュ弁護士」と「精通弁護士」による2段階での紹介システムです。まず第1ステップとして、コンシェルジュ弁護士(配点担当弁護士)が中小企業から直接電話で事案の概要をお聞きし、次に第2ステップとして、法分野ごとに整備した精通弁護士名簿の中から、案件を担当するのにふさわしい弁護士を選びご紹介しています。なお、コンシェルジュ弁護士による電話案内は無料、精通弁護士との面談相談料は、初回30分は**当面無料**です。自治体の窓口に来られる中小企業や、各自治体の専門相談を担当する税理士、中小企業診断士等に、下記相談ダイヤルをご案内ください。

相談ダイヤル

TEL: 03-3581-8977
月～金 9:30～16:00(祝日・年末年始を除く)

2 中小企業向けセミナー等の共同開催

当センターは、金融機関や中小企業関連団体と連携し、中小企業向け法律セミナー・ワークショップ、法律相談会等を共同開催しています。

3 自治体との連携

自治体関係では、東京都(TOKYO創業ステーション、Start up Hub Tokyo)、新銀行東京、台東区産業振興事業団等と連携実績があります。

当センターの業務内容を分かりやすく説明したリーフレットを配布しています。ご入用の場合にはお問い合わせください。ウェブサイトもご覧ください。「東弁 中小企業」で検索してください。(http://cs-lawyer.tokyo)



担当委員会等

- 中小企業法律支援センター
- 東京弁護士会業務課

お申込は
p.25へ



知的財産



ゆるきゃら、地域ブランド、映像音楽利用に関連する問題を解決します

「知的財産」というと、少し堅苦しい、なじみがない、余り関係なさそうと思われるかもしれませんが、しかし、「ゆるきゃら」、「地域ブランド」、自治体のイベントにおける映像・音楽の利用など、知的財産は、自治体の皆様の活動にも密接に関わる問題です。このような問題でトラブルが発生した後だけではなく、未然に防ぐためにも、お気軽に御相談ください。



ご提供できる法的サービス

1 トラブルを予防する—権利処理に関するアドバイス

「ゆるきゃら」の著作権・著作者人格権の権利処理が中途半端でトラブルが発生することもあります。あるいは、自治体のイベントなどで出演者が著作権者の許諾を得ないで映像や音楽を利用して、思いもかけないトラブルに巻き込まれることもあります。このようなことがないように、事前の相談、契約の確認など、知的財産のあらゆる問題について確かなサポートが必要です。そのために、知的財産に精通した弁護士を紹介することができます。

2 自ら身を守る—公務員向けの知的財産の研修講師派遣

自治体の行事や、公立学校の学芸会や運動会などで音楽を使用したりするとき、許諾が必要なのでしょうか、それとも許諾なく利用することができるのでしょうか。公務員の方が仕事をする上で、どのような場面で、どのような知的財産に留意すべきなのかなど、公務員の方を対象とした研修のため、知的財産に精通した弁護士を講師として紹介することができます。

3 研究を促進する—研究機関における職務発明制度の整備への協力

自治体の研究機関が、研究職員の開発への意欲やインセンティブを高めるような職務発明制度を構築し、整備するための提案をするほか、既存の制度の実施に際してのサポート、例えば、発明やその対価の審査における支援などについて、職務発明制度に精通した弁護士を紹介することができます。

4 まちおこし—地域ブランドのプランニングへの協力

自治体が「まちおこし」として、地域ブランドの育成を支援するために生産者、生産者団体をサポートする試みもされています。そのようなサポートのプランニングにおいて、知的財産の観点から留意すべき点（地理的表示、地域団体商標、品種登録、不正競争防止法上の周知表示など）について、知的財産に精通した弁護士を紹介することができます。

担当委員会等

- 東京弁護士会知的財産権法部

お申込は
p.25へ



インターネットの諸問題



インターネットの諸問題に弁護士が力になります

今やインターネットは全世界的規模で普及し、国や企業・個人を問わず、ビジネスの現場や生活に不可欠のツールとなっておりますが、他方で、インターネットの普及に伴って予想しなかった様々な法的諸問題が発生しています。

弁護士はこのような新しい問題に対処できるよう研究を深め、住民の方々や企業、さらには自治体内におけるインターネット関連の法的課題解決に取り組んでいます。



ご提供できる法的サービス

1 法律相談

様々なインターネット関連の法律相談を受け付けています。例えば、電子商取引契約、クラウド・コンピューティング、インターネットと情報セキュリティ対策、SNS利用に関する法的問題点、知的財産権に関する諸問題、サイバー犯罪関連問題、子どもとインターネットを巡る諸問題、その他、ビッグデータ、ライフログといった新しい問題等にも適材の弁護士が対応可能ですので、ご相談ください。

2 セミナー等の講師派遣

たとえば、以下のような疑問点、対応でお困りではありませんか？

- Q インターネット上で匿名の加害者からの攻撃を受けた場合、どのような対策や救済を受けることができるでしょうか？
- Q ネットオークションでトラブルが起きた場合、返品・返金を主張できるでしょうか？
- Q クラウド・サービスの利用を検討していますが、個人情報の格納や利用契約上の注意点は？
- Q 団体の職員のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用について、炎上が問題になっていますが、どのような注意事項やガイドラインを設けたらよいのでしょうか？
- Q ホームページに掲載しているロゴマークやマスコット・キャラクターが勝手に使われて困っていますが対策は？
- Q インターネット上のなりすましやパソコンの遠隔操作を刑事告訴した場合、どのような捜査が行われるのでしょうか？
- Q 子どもをネット上のいじめや出会い系サイトから守るには？
- Q ビッグデータの利活用はどこまで進んでいますか？

上記等のインターネット関連の法律問題に関して、自治体の職員研修や、住民向け市民講座等への講師派遣をいたします。

担当委員会等

- インターネット法律研究部

お申込は
p.25へ

その他の研修講師、 顧問弁護士等の紹介



自治体職員向けの内部研修を行いたい



自治体職員の法的知識力向上に弁護士をご活用ください

各自治体では、さまざまな相談に対応する窓口を設置し、日常生活を送る中で遭遇するトラブルや困りごとなどに対処しています。

そのようなトラブルや困りごとに対処する相談窓口担当者の法的知識を養成することはとても重要です。

法的問題に対する自治体職員の知識・理解力が向上することにより、適切な住民サービスを提供できることが期待されます。

また、コンフリクト(利益相反)への対応や、多様な視点で検討する観点から、複数の弁護士と顧問契約を締結する自治体が増えています。

ご提供できる法的サービス

1 多重債務問題・自殺対策等に関わる自治体職員を対象とした研修

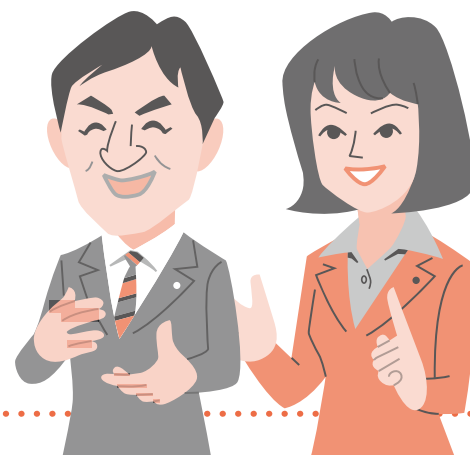
多重債務や自殺対策を目的とした相談窓口担当者等を対象とした研修に弁護士講師を派遣します。

2 公務員法制・公務員制度に関する自治体職員を対象とした研修

公務員法制や公務員制度に関する自治体職員を対象とした研修に弁護士講師を派遣します。

3 顧問弁護士の推薦

東京弁護士会は、顧問弁護士の推薦についても実績を有しています。



担当委員会等

- 弁護士紹介センター
- 法律相談センター運営委員会
- 労働法制等特別委員会
- 東京弁護士会法律相談課

お申込は
p.25へ

当プログラムの対応実績(抜粋)

分類	ご相談内容
空家等の対策	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置等の対策をお願いしたい
	空家所有者が抱える相続や権利関係の整理に関する相談体制の構築をお願いしたい
研修講師の推薦	高齢者施設等の管理者向けに、著作権等に関する事例紹介等の講義をお願いしたい
	区内の幼・小・中学校教員の研究会で、生活指導を研修している部会への講師派遣をお願いしたい
	区の要保護児童対策地域協議会における研修講師の派遣をお願いしたい
子どもの人権救済	調査委員会の委員の推薦を依頼したい
	学校におけるいじめ対策について教育対象の研修会での講師派遣を依頼したい
	子どもの人権に関する講演会の講師派遣を依頼したい
債権回収関連	生活保護受給者の未回収保護費の相談をしたい
	奨学金の機関保証事業にかかる債権の取扱いについて相談したい
	未納家賃の回収に関して質問したい
	公共船着場の使用に関する法的助言をいただきたい
	学校給食費の未納対策として弁護士委託を検討する際、費用がどのくらい必要となるのか知りたい
	福祉事務所生活保護費返還金や生活保護を廃止となった世帯の債権の管理および回収委託について相談したい
	債権回収にかかるマニュアル改訂や職員研修について相談したい
弁護士紹介	不当要求対応について相談したい
	学校側から保護者対応等を相談できる弁護士の紹介を依頼したい
	行政不服審査法改正により設置する審理員の報酬について相談したい
	任期付職員の採用について相談にのって欲しい
	任期付公務員の募集について、弁護士会の会員向け周知をお願いしたい
	審理員の業務を行う非常勤職員として弁護士を任用することについて相談に乗って欲しい
	情報公開・個人情報保護審査委員会委員を推薦して欲しい
その他	人権擁護委員を推薦して欲しい
	窓口業務の外部委託事業に関して相談できる弁護士を紹介してほしい
	弁護士を頼むとした場合の弁護士費用の相場を教えてください

申込方法（共通）

本冊子をお読みいただき、東京弁護士会の弁護士の紹介・推薦、研修・相談会等を希望される場合には、右ページの【お申込書】をコピーして、必要事項を記入の上、下記自治体連携センターまでFAXにてお送りください。担当委員会等より、折り返しご連絡いたします。

「もう少し詳しい説明を聞きたいんだけど…」

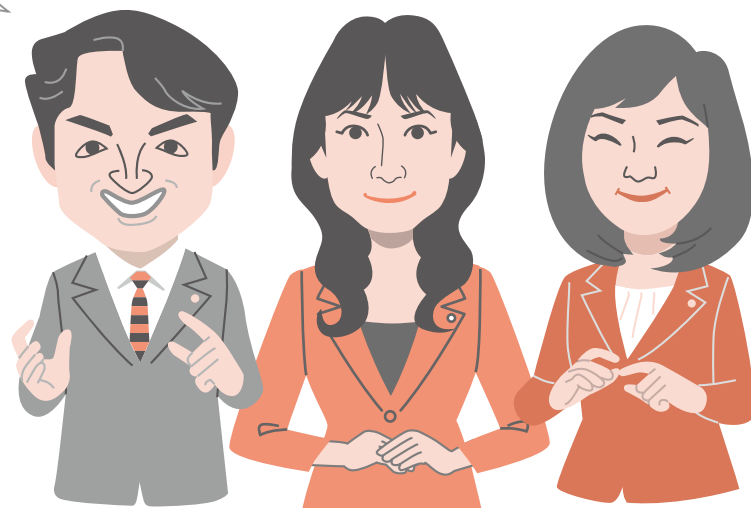
「こんな企画はできないか？」

など、ご不明な点やお問い合わせ事項がございましたら、何でも結構ですので、同じく自治体連携センターまでお気軽にお電話ください。

「困ったな」と思ったら
お気軽にご相談
ください。

私たちが詳しく
ご説明いたします。

多様なご要望に
弁護士が対応
いたします。



 東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 6階 <http://www.toben.or.jp/>

自治体連携センター (TEL) **03-3581-2235** (FAX) **03-3581-0865**

東京弁護士会 自治体連携プログラム お申込書

東京弁護士会 自治体連携センター 行

FAX送信先

03-3581-0865

太線の枠内にご記入いただき、番号のあるものに関しては丸をつけてください。
ご相談内容につきましては、適宜、別紙を追加していただいてもかまいません。

本お申込書は東京弁護士会にて保管いたします。

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。

上記目的以外には、個人情報を利用しません。

申込日	平成	年	月	日	受付番号	
自治体等 (申込者)	住所	〒				
	組織 名称				代表者 氏名	フリガナ
	担当 部署					
	担当者 氏名	フリガナ			電 話 () -	
					F A X () -	
					E-mail	
ご 相 談 内 容	1 空家等の対策〔空家等対策特措法の実施支援、協議会委員の推薦、建築ストックの利活用の相談〕 2 未収債権の管理・回収、法改正への対応〔研修講師派遣、受任弁護士のあっせん、法的助言、職員の採用〕 3 不当要求対策と反社会的勢力の排除〔法的助言、受任弁護士のあっせん、研修講師派遣〕 4 弁護士職員の採用・外部専門家としての推薦〔任期付職員や非常勤・嘱託弁護士の採用、各種委員や監査人の推薦〕 5 子どもの人権救済〔各種委員の推薦、研修講師派遣〕 6 法教育〔小学生、中学生、高校生に対する体験型・講義型プログラム〕 7 学校長・教員向け法律相談〔スクールロイヤー制度の導入、研修講師派遣〕 8 LGBT問題〔職員研修の講師派遣、法律相談、制度設計支援、各種委員等の推薦等〕 9 高齢者・障がい者の権利擁護〔各種委員の推薦、受任弁護士のあっせん、法律相談〕 10 金融法務〔プロジェクトファイナンス(PFI)、地域通貨及びプレミアム付商品券等の発行、その他の金融に関する取引〕 11 消費者問題〔法的助言、講師派遣、顧問弁護士等の推薦〕 12 外国人の権利擁護〔外国人向け法律相談会、研修講師派遣、受任弁護士のあっせん〕 13 公害・環境問題〔各種委員の推薦、法律相談、講師派遣〕 14 裁判員制度〔裁判員体験講座、講演〕 15 犯罪被害者支援〔法律相談、受任弁護士のあっせん〕 16 公益通報制度〔外部窓口担当弁護士の推薦、法的助言、研修講師派遣〕 17 住民向け法律相談〔日常生活、多重債務問題、自殺防止、交通事故、その他()〕 18 事業者向け法律相談、法律セミナー・ワークショップ〔法律相談、セミナー・ワークショップ共同開催〕 19 知的財産〔権利処理アドバイス、研修講師派遣、職務発明制度の整備協力、地域ブランドのブランニング〕 20 インターネットの諸問題〔法律相談、講師派遣〕 21 その他の研修講師、顧問弁護士等の紹介〔自治体職員向け研修講師派遣、顧問弁護士の推薦〕					
	ご相談・ご依頼の概要（できるだけ具体的にご記入ください。足りない場合は適宜追加資料を添付してください。） なお、必ずしもご希望に沿うことができない場合もありますことをあらかじめご了承ください。）					